

報告第 6 4 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日承認

財務部会市民税分科会の事務事業調整方針について

財務部会市民税分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第64号

協 議 会 報 告 項 目

財 務 部 会

市民税分科会 4-4

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
4 - 4 - 1	住所登録外者課税地調査	5/22			6/5	
4 - 4 - 2	未申告調査	5/22			6/5	
4 - 4 - 3	被扶養者調査	5/22			6/5	
4 - 4 - 4	給与支払報告書総括票、はがき送付	5/22			6/5	
4 - 4 - 5	特別徴収の取扱	5/22			6/5	
4 - 4 - 6	給与支払報告書未提出事業所調査	5/22			6/5	
4 - 4 - 7	農業所得標準作成・坪刈	5/22			6/5	
4 - 4 - 8	減免に関する事項	5/22	10/2		10/9	
4 - 4 - 9	申告受付関係	5/22			6/5	
4 - 4 - 10	市町村民税賦課に関する電算業務	5/22			6/5	
4 - 4 - 11	税証明、閲覧及び手数料	5/22			6/5	協議会協議項目
4 - 4 - 12	個人市町村民税 税率と均等割額	5/22			6/5	協議会協議項目

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	市民税分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 住所登録外者課税地調査	課税資料有りで住民登録無し者について本人に住民登録地と課税地の調査を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
2 未申告調査	課税資料無者調査(再度市申告書発送)を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
3 被扶養者調査	扶養控除の状況調査を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
4 給与支払報告書総括票、はがき送付	給与支払報告書提出義務者に当該総括票(事業所名と事業所番号の印刷済み帳票)を送付しその使用の依頼	同左	同左	同左	同左	同左
5 特別徴収の取扱	給与支払報告書の提出分を事業所毎に随時入力し同時に事業所番号により特別徴収と普通徴収に仕分けを行う	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。 5. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	本人照会等の調査を行い課税地を決定する。
同左	同左	同左	同左	未申告者に対しては再度申告書を送付。
同左	同左	同左	同左	電算による抽出を行いそれに基づき扶養適正化を行う。
同左	同左	同左	同左	事業所番号の統一を行う。
同左	同左	同左	同左	事業所番号の統一を行う。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	市民税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
6 給与支払報告書未提出事業所調査	給与支払報告書提出事業所に対し調査を行う	同左	同左	—	津市に同じ	同左
7 農業所得標準作成・坪刈	農業所得標準作成のための農業所得調査を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
8 減免に関する事項	津市市税条例に基づき減免を行う。	久居市税条例に基づき減免を行う。	河芸町税条例に基づき減免を行う。	芸濃町税条例に基づき減免を行う。	美里村税条例に基づき減免を行う。	安濃町税条例に基づき減免を行う。
9 申告受付関係	申告受付は申告受付期間の前半に12支所へ出向いて受け付ける(4人～7人)その間8階会議室(本庁での申告受付)でも並行して受け付ける。	申告受付は本庁(6～8人)及び出張会場(6人)で実施している。出張会場(6箇所、7日間)での申告は、毎週土曜日を中心にやっている。市民税係4名及び各係(管理、固定)から1名以上の応援を得て行っている。	申告受付は、申告が集中するのを避けるため、期間の前半に1日あたり100件程度を目途に役場に呼び出している。また、4小学校区で各1日ずつ住民税申告を中心に出張受付を行っている。受付に臨時職員1名配置、課職員9名で申告受付を行っている。	申告の期間1週間は、別会場において集中的に申告相談を受け付ける。その他の日については役場で受け付ける。	申告受付は申告受付期間前半に15地区の集会所等へ出向いて受け付ける(約9日間、2人)平日、また上記日程で都合のつかなかった人のために日曜日1日受付日を設定している。期間中は税務課窓口においても随時受け付ける。	申告の受付は安濃町役場にて行う。受付は税務課職員(3名～5名)で受付を行い。応接は臨時職員2名で行う。
10 市町村民税賦課に関する電算業務。	電算業務(賦課作業)業者委託	同左	同左	同左	同左	同左

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	6. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時に) 7. 現行のまま新市に引き継ぐ。 8. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 9. 新たに体制を整える。(合併と同時に) 10. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時に)
-----------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
同左	—	津市に同じ	同左	文書での催告を行う。
同左	同左	同左	同左	
香良洲町税条例に基づき減免を行う。	一志町税条例に基づき減免を行う。	白山町税条例に基づき減免を行う。	美杉村税条例に基づき減免を行う。	
申告は課員(5名)全員で受け付ける。	申告受付は、税務課職員全員で役場税務課で受け付ける。税務署職員がきて申告を受け付けるときは、中央公民館ホールにて受け付ける。	所得税の納税相談は3日間開催(職員7名、税務署延べ5名~7名)住民税は5日間(3名~4名)窓口受付は常時2名で対応	申告受付期間中、月日を決め7地区を会場として申告を受け付ける、本庁にあっては、全地区の申告を受け付ける。	出張受付も含む申告受付会場数については受付人員等を考慮して決定する。
同左	同左	同左	同左	電算システムは新市電算基幹システム決定後調整を図る

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	市民税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 税証明、閲覧及び手数料	収税課で納税証明。 課税課市民税担当で課税証明、所得証明、及び所得課税証明。 課税課固定資産税担当で評価証明、公租公課証明、住宅用家屋証明など。	各種証明関係は全て管理徴収係で行っている。	税に係る諸証明は、税務課で発行している。 固定資産税関係については、証明内容が複雑多岐にわたるため、窓口対応マニュアルを作成している。	税務課で各種証明書を発行。	税務課にて税証明、閲覧	税務課で所得証明、課税証明、評価証明、公租公課証明、各種納税証明を発行している。
※協議会協議項目	【手数料】 ○納税証明 250円 ※1年度1税目 ○課税証明 250円 ○所得証明 250円 ○所得課税証明 250円 ○臨時運行許可 750円 ○評価証明 250円 ○公租公課証明 250円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 250円 ○軽自標識再交付 250円 ○閲覧 250円	【手数料】 ○納税証明 200円 ※1年度全税目 ○課税証明 200円 ○所得証明 200円 ○所得課税証明 — ○臨時運行許可 750円 ○評価証明 200円 ○公租公課証明 200円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 200円 ○軽自標識再交付 200円 ○閲覧 200円	【手数料】 ○納税証明 200円 ※1枚 ○課税証明 200円 ○所得証明 200円 ○所得課税証明 200円 ○臨時運行許可 — ○評価証明 200円 ○公租公課証明 200円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 200円 ○軽自標識再交付 300円 ○閲覧 200円	【手数料】 ○納税証明 300円 ※1枚 ○課税証明 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 300円 ○臨時運行許可 — ○評価証明 300円 ○公租公課証明 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 200円 ○閲覧 300円	【手数料】 ○納税証明 300円 ※1年度1税目 ○課税証明 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 300円 ○臨時運行許可 — ○評価証明 300円 ○公租公課証明 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 300円 ○閲覧 300円	【手数料】 ○納税証明 300円 ○課税証明 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 300円 ○臨時運行許可 — ○評価証明 300円 ○公租公課証明 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 300円 ○閲覧 300円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	11.
-------	-----

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
税務課で各種証明書を発行。 【手数料】 ○納税証明 300円 ※1年度全税目 ○課税証明 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 — ○臨時運行許可 — ○評価証明 300円 ○公租公課証明 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 — ○閲覧 —	納税証明。 課税証明、所得証明、 評価証明、公租公課証明、住 宅用家屋証明など。 公図、土地台帳等閲覧。 【手数料】 ○納税証明 300円 ○課税証明 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 — ○臨時運行許可 — ○評価証明 300円 ○公租公課証明 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 — ○閲覧 300円	納税証明、課税証明、所得証 明、及び所得課税証明、評価証 明、公租公課証明、住宅用家屋 証明など。 【手数料】 ○納税証明 300円 ○課税証明 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 300円 ○臨時運行許可 750円 ○評価証明 300円 ○公租公課証明 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 200円 ○閲覧 300円	税務住民課において、諸証明の 交付、家屋評価評点調査表につ いては課税者本人以外には開 示していない。 【手数料】 ○納税証明 ※ 300円 ○課税証明 ※ 300円 ○所得証明 300円 ○所得課税証明 300円 ○臨時運行許可 750円 ○評価証明 ※ 300円 ○公租公課証明 ※ 300円 ○住宅用家屋証明 1,300円 ○資産に関する証明 300円 ○軽自標識再交付 200円 ○閲覧 300円 ※印…2件以上は1件増す毎に 30円	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	市民税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
12 個人市町村民税 税率と均等割額 ※協議会協議項目	○均等割額 2,500円/年 ○均等割非課税限度額 ・単身者 31万5千円 ・扶養親族有者(控除対象配偶者含) $31万5千円 \times (扶養親族数 + 1) + 21万6千円$ ○所得割額税率 200万円以下 3% 700万円以下 8%~10万円 700万円超 10%~24万円 ○所得割非課税限度額 ・単身者 35万円 ・扶養親族有者 $35万円 \times (扶養親族数 + 1) + 36万円$	○均等割額 2,000円/年 ○均等割非課税限度額 ・単身者 28万円 ・扶養親族有者(控除対象配偶者含) $28万円 \times (扶養親族数 + 1) + 19万2千円$ ○所得割額税率 200万円以下 3% 700万円以下 8%~10万円 700万円超 10%~24万円 ○所得割非課税限度額 ・単身者 35万円 ・扶養親族有者 $35万円 \times (扶養親族数 + 1) + 36万円$	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12.
-------	-----

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	